明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通八八）　一

〔告　示〕

○マカロニ類の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産二七六九）　二
○削りぶしの日本農林規格の一部を改正する件（同二七七〇）　二
○異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の一部を改正する件（同二七七一）　三
○ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（同二七七二）　三
○単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（同二七七三）　三
○調理冷凍食品の日本農林規格等を廃止する件（同二七七四）　三
○単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二七七五）　三
○マカロニ類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二七七六）　三
○異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二七七七）　四
○ぶどう糖についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二七七八）　四
○削りぶしについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二七七九）　四
○飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件（同二七八〇）　四
○単板積層材についての検査方法の一部を改正する件（同二七八一）　四
○単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同二七八二）　四
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一一〇〇）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一一〇一）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人労働者健康福祉機構・独立行政法人情報処理推進機構）、日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、企業年金基金変更関係　五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　七
会社その他　七
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条の二、第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の五の次に次の一条を加える。

（車線逸脱警報装置）

第四十三条の六　自動車には、車線逸脱警報装置（自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

2　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備える車線逸脱警報装置は、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第十二項中「第四十三条の五第二項」の下に「、第四十三条の六第二項」を加える。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号の八を第五号の九とし、第五号の四から第五号の七までを一号ずつ繰り下げ、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　法第四十一条第四号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

第二条中第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　法第四十一条第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

第二条中第四十号の二の次に次の一号を加える。

四十の三　法第四十一条第十四号の警報装置のうち車線逸脱警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）